

議第30号

呉市企業立地等を促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例の制定について

呉市企業立地等を促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

呉市企業立地等を促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

呉市企業立地等を促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例（平成27年呉市条例第4号）の一部を次のように改正する。

題名中「企業立地等を促進すべき区域における」を「地域経済牽引事業の促進に係る」に改める。

第1条を次のように改める。

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成19年法律第40号。以下「法」という。）第4条第6項の同意を得た同条第1項に規定する基本計画に定められた同条第2項第1号に規定する促進区域内において、その同意の日（以下「同意日」という。）から起算して5年以内に、法第14条第2項に規定する承認地域経済牽引事業計画に従って行われる地域経済牽引事業（法第24条の規定により主務大臣の確認を受けたものに限る。）のための施設のうち地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律第25条の地方公共団体等を定める省令（平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。）第2条に規定する対象施設（以下「対象施設」という。）を設置した者に係る固定資産税の課税について呉市税条例（昭和25年呉市条例第33号）の特例を定め、もって地域経済牽引事業を促進し、地域の成長発展の基盤強化を図ることを目的とする。

第3条第1項第1号中「企業立地計画の」を「地域経済牽引事業計画に係る」に改め、同項中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 法第24条の規定により主務大臣の確認を受けたことを証する書類の写し

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の呉市地域経済牽引事業の促進に係る固定資産税の課税免除に関する条例の規定は、平成29年7月31日以後に取得されたものに対して課すべき平成30年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

3 この条例の施行の際現に、改正前の呉市企業立地等を促進すべき区域における固定資産税の課税免除に関する条例の適用を受けている者に係る課税免除については、なお従前の例による。

(提案理由)

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部改正に伴い、所要の規定の整備をするため、この条例案を提出する。